

勞社五第一一五號

大正十二年八月二十一日

946
12.8.20

細井鑛工場勞働爭議ニ関スル件(第二報)

8.19.20 第二

十九)二十日ノ西日モ数名ノ職工ハ中島ノ八ト
共ニ會社ト會見シタルカ細井常務取締役旅行
不在ノ爲メ依然トシテ要領ヲ得下ルヲ次ニ細
井常務ノ歸京スル迄久保田社長ニ職工ノ窮状
ヲ訴ヘ款願スル模様ナルモ今々運動行詰リノ
窮状ニ陥リ且調停者ノ出現ヲ希望シツル
状況ナリ